

世田谷区地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和5年5月10日

5世交政第24号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する協議会として、世田谷区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員40人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 区民
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第2号に規定する公共交通事業者等の関係者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又

はその指名する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 学識経験者

(6) 区の職員

(7) その他区長が必要と認める者

2 前項第1号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号に掲げる者について、資格要件、選定方法等は、区長が別に定める。
(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任された者を充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は会長が招集し、議事を進行する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第4条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として協議会に出席させることができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(意見聴取等)

第9条 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者であつて、専門的事項に関し学識経験のあるものその他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 協議会において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条第1項各号に該当するとき。
- (2) 協議会を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 協議会の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、道路・交通計画部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日より施行する。